

2008年4月10日

厚生労働大臣 舛添要一 殿

山梨県甲府市丸の内2-9-28 6F
山梨県社会保障推進協議会
会長 上所 洋

後期高齢者医療制度実施に伴う被扶養者の 資格喪失・国保加入手続きに対する抗議と要請

日頃より国民福祉の増進にご尽力されていることに敬意を表します。

4月1日から後期高齢者医療制度がスタートしました。それに伴い、75歳以上で健康保険本人だった人の被扶養者は資格喪失となり、国保加入が必要になりました。

この問題で厚生労働省担当部局は「漏れののないよう周知している」と回答していました。しかし現実には周知徹底が極めて不十分なことに加え、自治体ごとに取り扱いがバラバラになっています。資格喪失証明書が無ければ国保加入を認めないとする自治体がある一方、旧保険証があれば即時国保証を発行する自治体もあります。その資格喪失証明書にしても、当該者に届くまでの手続きがほぼ4月一杯かかることが予測される自治体もあります。この間、当該者は資格喪失・無保険状態に放置されることとなり、万が一医療機関にかかることになれば、たとえ後日償還されるにしても全額払わなければならないとなります。これは、75歳以上の人をこれまでの保険から強制脱退させ、後期高齢者医療制度に加入させたことによって発生している問題であり、当該被扶養者には何の責任もありません。

後期高齢者医療制度の実施に伴う問題については3月までの間、厚生労働省担当部局と中央社会保障推進協議会との要請・懇談の席においても幾度となく指摘させて頂きました。それにもかかわらず、上記事態を引き起こしたことに厳しく抗議するとともに、問題の早急なる解決のために以下を要請します。

《要請事項》

周知徹底を早急に図るとともに、全自治体に対し、資格喪失証明書が無くても国保加入手続きを行うよう通知発出、徹底を行うこと。

以上